

定例教育委員会

議

案

議案第23号

坂井市教育委員会会議規則の一部改正について

坂井市教育委員会会議規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和4年3月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

令和4年3月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会会議規則（平成18年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「抽選で定める」を「教育長が定める」に改める。

第6条第2項中「届け出なければならない」を「申し出なければならない」に改め同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会会議規則(平成18年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>（委員の席次）</p> <p>第2条 坂井市教育委員会委員(以下「委員」という。)の会議における席次は、任命後の初めての教育委員会において<u>教育長が定める。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（委員の参集）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができる。</u></p> <p>3 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催までに教育長に<u>申し出なければならない。</u></p>	<p>（委員の席次）</p> <p>第2条 坂井市教育委員会委員(以下「委員」という。)の会議における席次は、任命後の初めての教育委員会において<u>抽選で定める。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（委員の参集）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催までに教育長に<u>届け出なければならない。</u></p>

議案第24号

坂井市給食費徴収規則の一部改正について

坂井市給食費徴収規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和4年3月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市給食費徴収規則（平成18年坂井市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条、第4条関係）を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

区分	給食費
児童（1～3年）	月額 4,300円
児童（4～6年）	月額 4,700円
生徒	月額 5,000円
職員（給食センター）	月額 5,900円
職員（小学校）	月額 5,300円
職員（中学校）	月額 5,600円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)	
別表(第3条、第4条関係)		別表(第3条、第4条関係)	
区分	給食費	区分	給食費
児童(1~3年)	月額 <u>4,300円</u>	児童(1~3年)	月額 <u>4,200円</u>
児童(4~6年)	月額 <u>4,700円</u>	児童(4~6年)	月額 <u>4,550円</u>
生徒	月額 <u>5,000円</u>	生徒	月額 <u>4,900円</u>
職員(給食センター)	月額 <u>5,900円</u>	職員(給食センター)	月額 <u>5,800円</u>
職員(小学校)	月額 <u>5,300円</u>	職員(小学校)	月額 <u>5,150円</u>
職員(中学校)	月額 <u>5,600円</u>	職員(中学校)	月額 <u>5,500円</u>

議案第 25 号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の制定について

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則

令和4年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市給食費徴収規則（平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和5年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 26 号

令和 3 年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）
交付要綱の制定について

令和 3 年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付
要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付要綱

令和 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった公益財団法人丸岡文化財団（以下「丸岡文化財団」という。）が管理する丸岡城、丸岡歴史民俗資料館、一筆啓上日本一短い手紙の館等（以下「丸岡城関連施設」という。）の運営のため、丸岡文化財団が取り崩した基金に対し補助することで、丸岡城関連施設の安定的な運営を図ることを目的として、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる事業者は、丸岡文化財団とする。

（補助事業の経費の範囲）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における丸岡文化財団が丸岡城関連施設の運営のため取り崩した基金の額とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請書等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、この告示の施行後速やかに、令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて提出するものとする。

（1）収支計算書

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及びその額について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年4月30日限り、その効力を失う。

坂井市長 様

補助事業者等
 住所（所在地）
 氏名（団体名及び代表者氏名）印
 連絡先（電話番号）

令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付申請書兼請求書

補助金等の交付を受けたいので、坂井市補助金等交付規則及び令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付要綱の規定により、次のとおり申請します。また、坂井市補助金等交付規則第18条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助年度				
2 補助金等の名称				
3 補助事業等	(1) 名称			
	(2) 目的			
4 補助金等交付申請額及び請求額		円		
5 補助金等の振込先	振込先 ①	金融機関名・支店名	銀行・信金 金庫・組合	支店 営業部
		口座種別	普通 ・ 当座	
		口座番号		
		(フリガナ) 口座名義人		
		振込額	円	
	振込先 ②	金融機関名・支店名	銀行・信金 金庫・組合	支店 営業部
		口座種別	普通 ・ 当座	
		口座番号		
		(フリガナ) 口座名義人		
		振込額	円	
7 添付書類 (提出する書類の□欄を チェックしてください)		<input type="checkbox"/> 収支計算書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 (補助金等の振込先口座がわかる書類)		

【担当課所見】

補助金等支出の適否		審査事項	
・公益上の必要性はあるか	適・否	<input type="checkbox"/> 前年度繰越	<input type="checkbox"/> 自己財源
・時代のニーズにあっているか	適・否	<input type="checkbox"/> 他補助金等の有無	(国県、他市町村、団体、無)
・目的達成の可能性はあるか	適・否	<input type="checkbox"/> 補助対象等事業費	<input type="checkbox"/> 市税納付状況
・事業の見直しは行っているか	適・否	<input type="checkbox"/> 補助金等の額	

様式第2号

坂井市 指令第 号

令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付決定兼確定通知書

補助事業者等
住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者氏名）

年 月 日付で提出された補助金等交付申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則及び令和3年度公益財団法人丸岡文化財団運営補助金（基金取崩補填分）交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

年 月 日

坂井市長 坂本 憲男 印

1 補助年度	令和 年度
2 補助金等の名称	
3 補助事業等の名称	
4 補助金等の額	円

議案第27号

坂井市文化財保護審議会委員の承認について

坂井市文化財保護審議会委員の承認について、次のとおり承認を求める。

令和4年3月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

令和4～5年度 坂井市文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

No.	氏名		性別	専門等	新再任	就任年月日	備考
1	吉澤 康暢	よしざわ やすのぶ	男	天然記念物	再任	平成18年4月1日	元福井市自然史博物館特別館長
2	木村 昌弘	きむら まさひろ	男	北前船・三国港突堤	再任	平成18年4月1日	坂井市総合計画策定委員（教育文化）
3	国京 克巳	くにきょう かつみ	男	建造物	再任	平成18年4月1日	若越建築文化研究所代表 福井工業大学非常勤講師
4	平野 俊幸	ひらの としゆき	男	古文書・歴史資料 北前船・三国湊史	再任	平成18年4月1日	福井県立文書館職員 元『新修坂井町誌』執筆委員
5	仁科 章	にしな あきら	男	考古学・埋蔵文化財	再任	平成22年4月1日	元福井県立歴史博物館館長
6	河村 健史	かわむら けんじ	男	彫刻	再任	平成26年4月1日	福井県立若狭歴史博物館職員
7	酒井 重夫	さかい しげお	男	古文書	再任	平成28年4月1日	元三国北小学校校長 旧春江町 文化財保護審議会委員
8	藤原 千穂	ふじわら ちほ	女	絵画	再任	令和3年12月10日	福井市立郷土歴史博物館職員
9	川波 久志	かわなみ ひさし	男	民俗	新任	令和4年4月1日	福井県立若狭歴史博物館職員
10	藤田 若菜	ふじた わかな	女	名勝	新任	令和4年4月1日	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館職員

議案第28号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和4年3月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫